

令和3年度 福島県立坂下高等学校 前期選抜募集要項

福島県立坂下高等学校
〒969-6571 河沼郡会津坂下町大字白狐字古川甲1090
TEL(0242)83-2911 FAX(0242)83-0492

1 募集定員

- (1) 特色選抜
全日制の課程普通科、募集定員80名の50%程度とする。
- (2) 一般選抜
全日制の課程普通科、募集定員80名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とし、特色選抜への出願資格については、(1)、(2)のいずれかに加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 下記3に示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 特色選抜における「志願してほしい生徒像」

本校は「学修」「礼節」「鍛練」の校訓のもと、学習活動や部活動を通して自分に自信と誇りを持ち、目標に向かって努力する生徒の育成を目指しています。

選抜にあたっては、本校を第一志望とし、本校入学後も規律ある生活を送り、学習や部活動等に意欲的に取り組もうとする(1)または(2)のような生徒を求めます。

- (1) 高校3年間、休まず登校し皆勤を目指そうとする生徒
- (2) 高校生活の中で進路希望を明確にし、その実現に向かって努力しようとする生徒

4 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

6 出願期間

出願期間は、令和3年2月4日(木)から2月9日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404 円分の切手を貼付した長形 3 号の返信用封筒を同封の上、令和 3 年 2 月 9 日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)
 - ② 令和 3 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)
ただし、年齢 20 歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は、令和 3 年 2 月 16 日(火)から 2 月 17 日(水)までとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
 - ③ 特色選抜志願理由書(本校所定のもの)
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙(県教育委員会が作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会が作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
- (2) 上記(1)以外の者は、「令和 3 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として 2,200 円の「福島県収入証紙」を所定の欄に貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

- (1) 中学校において不登校等であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して提出できる。
提出の際は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84 円分の切手を貼付した長形 3 号の返信用封筒を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和 3 年 2 月 16 日(火)から 2 月 17 日(水)までとする。
郵送の場合には、2 月 17 日(水)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

9 県外等からの出願

- (1) 県外からの出願者は、上記 7 に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記 7 に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
 - 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

- (1) 志願者は、令和3年2月10日(水)から2月15日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。
受付時間は、出願の場合と同じである。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
- (2) 出願先変更の手続き等については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接の結果、さらに作文の結果を併せて資料として、総合的に判定して選抜する。

○志願してほしい生徒像

上記3特色選抜における「志願してほしい生徒像」のとおり。

① 学力検査

5教科とする。

学力検査の満点を250点満点とする。

② 特色選抜志願理由書

本校の志願の動機・理由及び高校生活の目標等について本人が記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍とすることとして、195点満点とする。

「特別活動等の記録」は内容を精査する。

④ 特色面接

個人面接を実施する。個人面接では、本校で学ぶ意欲や志願者が自らの考えをまとめ適切に伝える力をみる。

面接については、点数化し、30点満点とする。

- ⑤ 特色検査
作文を実施する。あるテーマについて 600 字程度で自分の意見等を述べる作文とする。
作文については、点数化し、25 点満点とする。
- ⑥ 選抜資料の満点
全体の満点は、500 点とする。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績、さらに一般選抜に係る面接の結果を併せて資料として、総合的に判定して選抜する。

① 学力検査

5 教科とする。
学力検査の満点を 250 点満点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第 1 学年から第 3 学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第 1 学年から第 3 学年の評定の合計をさらに加えて、195 点満点とする。

「特別活動等の記録」は内容を精査する。

③ 一般面接

集団面接を実施する。
面接については、段階評価する。
なお、特色選抜にも出願した者は、特色面接の実施をもって評価し、一般面接の実施とみなす。

14 学力検査及び面接・作文の日時等

- (1) 日時 令和 3 年 3 月 3 日(水) 午前 9 時～
受付 午前 8 時 ～ 午前 8 時 35 分(校舎西側生徒昇降口)
令和 3 年 3 月 4 日(木) 午前 9 時 20 分～
受付 午前 8 時 30 分 ～ 午前 8 時 50 分(校舎西側生徒昇降口)

(2) 会場 福島県立坂下高等学校

(3) 日程 3 月 3 日(水)

8:35	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
	(60分)	(20分)	(60分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

3 月 4 日(木)

①特色選抜(特色選抜のみに出願した者及び特色選抜と一般選抜の両方に出願した者)

9:00 ～ 9:15 集合・点呼・諸注意

9:20 ～ 10:10 作文

10:30 ～ 特色面接(個人)

②一般選抜(一般選抜のみに出願した者)

9:00 ～ 9:15 集合・点呼・諸注意

9:20 ～ 一般面接(集団)

※特色選抜にも出願した者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

- (4) 持参物 受験票、上履き、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない)
ただし、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まない。
- (5) その他 インフルエンザ罹患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認める。

15 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者とする。

(1) 追検査については、出願と受験の状況により、下記のA～Fの6パターンがある。

	出願状況	前期選抜受験状況			追検査等			
		3月3日	3月4日		学力検査	特色面接	特色検査(作文)	一般面接
		学力検査	特色面接 特色検査	一般面接				
A	特色選抜のみ	欠席	欠席		実施	実施	実施	
B	または	受験	欠席			実施	実施	
C	特色一般両方※	欠席	受験		実施			
D	一般選抜のみ	欠席	欠席		実施			実施
E		受験	欠席					実施
F		欠席	受験		実施			

※特色選抜と一般選抜の両方に出願する者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

(2) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日時 令和3年3月10日(水) 午前9時～

受付 午前8時～午前8時35分(校舎西側生徒昇降口)

学力検査日程(上記(1)のB、Eを除く)

8:35	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
諸注意	国語	休	数学	休	外国語(英語)	昼食	理科	休	社会	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

出願と受験状況による上記(1)のA～Fの追検査の日程

8:35	9:00							14:45	15:05	15:55	17:00
A	諸注意	学力検査の追検査を実施						休	作文	特色面接	
8:35	9:00	9:50	11:00								
B	諸注意	作文	特色面接								
8:35	9:00							14:45			
C,F	諸注意	学力検査の追検査を実施									
8:35	9:00							14:45	15:05	16:00	
D	諸注意	学力検査の追検査を実施						休	一般面接		
8:35	9:00	10:00									
E	諸注意	一般面接									

終了時刻は目安であり、追検査の受験者数によって変動する。

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

② 会場 福島県立坂下高等学校

(3) 追検査等の手続きについては「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(4) 3月3日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

16 合格者発表

(1) 令和3年3月15日(月)正午以降に本校で発表する。

(2) 合格者には合格通知書を交付するので、発表当日に受験票を持参の上、来校する。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

17 その他

- (1) 上記以外の事項については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (2) 前期選抜について不明な点がある場合は、本校に問い合わせる。